

告 示

埼玉県告示第四百三十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により所沢市から所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和八年六月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕